富良野市地域会館設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改　　正　　後	改　　正　　前
（名称及び位置） 第２条　会館の名称及び位置は、次のとおりとする。 （１）　栄町コミュニティセンター　富良野市栄町６番 12 号 （２）　瑞穂コミュニティセンター　富良野市瑞穂町２番 65 号 （３）　東春地区コミュニティセンター　富良野市東町 18 番 27 号 （４）　南コミュニティセンター　富良野市南町３番 30 号 （５）　西地区コミュニティセンター　富良野市西町２番２号 （６）　北の峰コミュニティセンター　富良野市北の峰町８番１号 （７）　島の下会館　富良野市字島の下 （８）　鳥沼会館　富良野市字東鳥沼 （９）　布部会館　富良野市字布部市街 (10)　育良会館　富良野市字中五区 (11)　御園会館　富良野市字上御料 (12)　八幡丘会館　富良野市字八幡丘 (13)　山部南地区コミュニティセンター　富良野市山部南町５番 41 号 (14)　山部西地区コミュニティセンター　富良野市山部西町４番 56 号 (15)　山部北星地区コミュニティセンター　富良野市字山部東 14 線２番地 (16)　山部南陽地区コミュニティセンター　富良野市字山部西 24 線３番地 (17)　老節布会館　富良野市字老節布市街 (18)　三の山会館　富良野市字西達布つつじ区 (19)　扇山公民会館　富良野市字南扇山の３	（名称及び位置） 第２条　会館の名称及び位置は、次のとおりとする。 （１）　朝日会館　富良野市朝日町 11 番 13 号 （２）　栄町コミュニティセンター　富良野市栄町６番 12 号 （３）　末広コミュニティセンター　富良野市末広町 21 番 11 号 （４）　瑞穂コミュニティセンター　富良野市瑞穂町２番 65 号 （５）　東春地区コミュニティセンター　富良野市東町 18 番 27 号 （６）　南コミュニティセンター　富良野市南町３番 30 号 （７）　西地区コミュニティセンター　富良野市西町２番２号 （８）　北の峰コミュニティセンター　富良野市北の峰町８番１号 （９）　島の下会館　富良野市字島の下 (10)　鳥沼会館　富良野市字東鳥沼 (11)　布部会館　富良野市字布部市街 (12)　育良会館　富良野市字中五区 (13)　御園会館　富良野市字上御料 (14)　八幡丘会館　富良野市字八幡丘 (15)　山部南地区コミュニティセンター　富良野市山部南町５番 41 号 (16)　山部西地区コミュニティセンター　富良野市山部西町４番 56 号 (17)　山部北星地区コミュニティセンター　富良野市字山部東 14 線２番地 (18)　山部南陽地区コミュニティセンター　富良野市字山部西 24 線３番地 (19)　老節布会館　富良野市字老節布市街 (20)　三の山会館　富良野市字西達布つつじ区 (21)　扇山公民会館　富良野市字南扇山の３